

猪名川町空家等対策の推進に関する要綱

令和7年 1月 14日

要 綱 第 113 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町内における空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(立入調査等)

第3条 法第9条第2項の規定による報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告を求められた所有者等は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、特定空家等立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(管理不全空家等の認定及び指導)

第4条 法第12条の規定による助言等は、文書により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による助言等をした場合において、空家等の管理状況に改善が見られないときであって、町長が別に定める基準により当該空家等が、管理不全空家等に該当するおそれがあると判断したときは、法第8条第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）における意見聴取を経て、当該空家等が管理不全空家等に該当すると認定することができる。ただし、町長が別に定める基準により管理不全空家等に該当しないと判断される場合であっても、町長が管理不全空家等として措置を講ずるべきと判断する特別な理由があると認めたときは、協議会における意見聴取を経て、当該空家等が管理不全空家等に該当すると認定することができる。

3 町長は、前項の規定により、空家等を管理不全空家等に該当すると認定したときは、法第13条第1項の規定による指導をすることができる。

- 4 前項の規定による指導は、管理不全空家等に係る指導書（様式第5号）により行うものとする。

（管理不全空家等の勧告）

第5条 町長は、前条第3項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、協議会における意見聴取を経て、法第13条第2項の規定による勧告をすることができる。

- 2 前項の規定による勧告は、管理不全空家等に係る勧告書（様式第6号）により行うものとする。

- 3 特定空家等及び管理不全空家等の対策を所管する課の長（以下「空家等対策所管課長」という。）は、第5条第1項の規定による勧告をしたときは、その旨を管理不全空家等に係る勧告通知書（様式第7号）により固定資産税の賦課に関する事務を所管する課の長（以下「固定資産税所管課長」という。）に通知するものとする。

- 4 空家等対策所管課長は、第5条第1項の規定により勧告した具体的な措置内容について、管理不全空家等の所有者等が必要な措置を講じたときは、その旨を管理不全空家等に係る勧告解除通知書（様式第8号）により固定資産税所管課長に通知するものとする。

（特定空家等の認定及び助言又は指導）

第6条 町長は、第4条第1項の規定による助言を行った場合において、空家等の管理状況に改善が見られないときであって、町長が別に定める基準により当該空家等が、特定空家等に該当するおそれがあると判断したときは、協議会における意見聴取を経て、当該空家等が特定空家等に該当すると認定することができる。ただし、町長が別に定める基準により特定空家等に該当しないと判断される場合であっても、町長が特定空家等として措置を講ずるべきと判断する特別な理由があると認めたときは、協議会における意見聴取を経て、当該空家等が特定空家等に該当すると認定することができる。

- 2 町長は、前項の規定により空家等が特定空家等に該当すると認定したときは、法第22条第1項の規定による助言又は指導をすることができる。

- 3 前項の規定による助言は文書により行い、同項の規定による指導は、特定空家等に係る指導書（様式第9号）により行うものとする。

（特定空家等の勧告）

第7条 町長は、前条第2項の規定による助言又は指導を行った場合において、なお当該特

定空家等の状態が改善されないと認めるときは、協議会における意見聴取を経て、法第22条第2項の規定により勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、特定空家等に係る勧告書（様式第10号）により行うものとする。

3 空家等対策所管課長は、第7条第1項の規定による勧告をしたときは、その旨を特定空家等に係る勧告通知書（様式第11号）により固定資産税所管課長に通知するものとする。

4 空家等対策所管課長は、第7条第1項の規定により勧告した具体的な措置内容について、特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたときは、その旨を特定空家等に係る勧告解除通知書（様式第12号）により固定資産税所管課長に通知するものとする。

（特定空家等に対する命令等）

第8条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、協議会における意見聴取を経て、法第22条第3項の規定により命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、命令書（様式第13号）により行うものとする。

3 法第22条第4項に規定する通知書の交付は、事前通知書（様式第14号）により行うものとする。

4 法第22条第4項の規定による通知を受けた者は、意見書（様式第15号）を提出し、又は意見聴取請求書（様式第16号）により同条第5項の規定による意見の聴取の請求を求めることができる。

5 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第17号）により行うものとする。

6 法第22条第13項に規定する標識の設置の方法による公示は、標識（様式第18号）により行うものとする。

（特定空家等に対する代執行等）

第9条 町長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても法第22条第3項に規定する期限までに完了する見込みがないときは、協議会における意見聴取を経て、同条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による処分（以下「代執行」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第3条第1項の規定による

戒告は、戒告書（様式第 19 号）により行うものとする。

3 第 9 条第 1 項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書（様式第 20 号）により行うものとする。

4 第 9 条第 1 項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第 4 条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、代執行責任者証（様式第 21 号）とする。

5 町長は、法第 22 条第 1 項の規定による措置を講じたときは、緊急代執行実施通知書（様式第 22 号）により所有者等に通知するものとする。

6 法第 22 条第 1 項の規定により緊急代執行を行う場合における行政代執行法第 4 条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、緊急代執行責任者証（様式第 23 号）とする。

7 代執行に要した費用の徴収については、代執行費用納付命令書（様式第 24 号）により納付すべき金額及び期限を所有者等に通知するものとする。

（過料）

第 10 条 町長は、法第 30 条の規定による過料を科することが相当と認める場合には、事件記録を管轄の地方裁判所に送付して通知するものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、空き家対策の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。